第3回過疎山村振興に関する有識者会議委員意見への対応について

く長谷川委員>

●自治医科大学卒業生のへき地診療所勤務及びペナルティーの有無について

本県の自治医科大学の卒業生については、卒業後1年目~2年目に県内臨床研修病院にて臨床研修を行った後、3年目~9年目には、へき地診療所又はへき地医療拠点病院への勤務(3年以上)及び県内公的病院への勤務が義務づけられている。

卒業後にへき地診療所等に勤務しない場合には、ペナルティーとして、自治医科 大学からの修学資金の返還義務が生じることになる。

●へき地医療の支援体制について

県では、第7次群馬県保健医療計画で、「高崎・安中、藤岡及び富岡の各保健医療圏では無医地区等が存在するもののへき地医療拠点病院がないため、住民への医療提供を確実に提供できる体制を構築することが課題となっています。」と記載している。 現状、西毛地域にへき地医療拠点病院がなく、巡回診療も実施されていないことは課題として認識しており、拠点病院の指定や巡回診療の実施について、地域の病院と連携しながら引き続き検討していきたい。

く千明委員>

●過疎代行による市町村道整備について(橋梁の代行整備の可否)

橋梁についても過疎代行制度による市町村道整備の対象となる。ただし、県の財政 状況として橋梁が含まれるような大規模な路線の代行事業を実施することは難しい 状況にある。

●公共施設等県産材活用推進事業について(県産材による中学校建設への支援)

公共施設における県産材の活用を推進することを目的として、今年度から「公共施設等県産材活用推進事業」を実施している。「人と木のふれあい推進事業」としてこれまで机やイスに県産材を使用した場合に支援を行ってきたが、本支援事業は、公共施設に県産材を使用し、市町村が財政負担する事業に対して支援を行うものである。予算枠としては、10,000 千円であり、今年度 2 件の活用実績がある。片品村の中学校建設に対して本支援事業による支援が可能であると考えられるので、林業振興課までご相談いただきたい。

平成27年10月8日群馬県企画部地域政策課

<西野座長>

●ぐんまの木で家づくり支援事業の累計適用件数について

「ぐんまの木で家づくり支援事業」の以前から県産材を活用した住宅建築に対しては、利子補給事業を実施しており、利子補給事業からの累計は、6,973 件(平成 2 6年度末時点)となる。「ぐんまの木で家づくり支援事業」の累計は、5,278 件(平成 2 6年度末時点)となる。平成 2 7年度の募集枠は 790 件であるため、今年度末で適用件数は、概ね 6,000 件に近い数字になる見込みである。